

入会金・会費規程（案）

第1条 日本離婚・再婚家族と子ども研究学会規約（以下「規約」とする。）第18条に基づく入会金及び年度会費は、本規程の定めるところによる。

第2条 本研究学会の入会金は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 2,000 円
- (2) 学生会員 2,000 円

第3条 本研究学会の年度会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額 5,000 円
- (2) 学生会員 年額 2,000 円

第4条 入会金は理事会による入会承認後時に、また年度会費は本学会会期年度末までに納入しなければならない。

第5条 入会金及び年度会費は、災害または病気、出産等の休会などやむを得ないと理事会が認める事情がないかぎり、途中退会しても返却しないものとする。

第6条 本規程の改正は、規約第15条に定める総会にて承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規則は、2021年3月21日より施行する